

限定特定行政庁における建築確認等の事務取扱い

平成 31 年 3 月 13 日 改正

建第 1119 号
平成 9 年 3 月 6 日

各土木事務所長 様
各市建築主務部長 様

静岡県くらし・環境部建築安全推進課長

建築基準法第 97 条の 2 の規定に基づく特定行政庁と県との建築確認等の事務の取扱いについて

建築基準法第 97 条の 2 の規定に基づく特定行政庁（「限定特定行政庁」、以下略して「限特」という。）と県との建築確認等事務の取扱い区分については、建築基準法（以下「法」という。）第 97 条の 5 及び同法施行令（以下「施行令」という。）第 148 条に定められているが、その具体的な取り扱い区分を下記の通り定めたので通知します。

なお、これによりがたい場合は、随時双方で協議して定めることとしますので、申し添えます。

記

1 建築物及び工作物の確認・検査処分

(1) 確認・検査処分の原則

- ① 確認申請書は、申請時点における 1(2)の区分で受付け、処分する。
審査中に区分が異なることが判明した場合は、申請書を県は限特に、限特は県に送付し、正しい区分で確認処理する。
- ② 計画変更確認申請書は、確認時の区分で受付け、処理する。
審査中に区分が異なることが判明した場合は、申請書を県は限特に、限特は県に送付し、正しい区分で変更処理する。
- ③ 完了検査申請書は、確認時（計画変更後）の区分で受付けて、処理する。
検査の結果区分が異なることが判明した場合は、完了検査申請書を県は限特に、限特は県に送付し、正しい区分で処理する。
- ④ 上記①から③の場合における手数料については、個別に検討することとする。

(2) 区分

		県建築主事	限特建築主事	
① 建築物 ※	ア 法第 6 条第 1 項第 1 号～第 3 号と第 4 号の建築物を一つの申請書により申請	○		
	イ 法第 6 条第 1 項第 1 号～第 3 号と第 4 号の建築物を同時に個別申請	○	○	
	ウ 既存建築物のある敷地での別棟の申請	上記のア、イによる		
	エ 既存建築物への増改築等 {増改築等の後の規模が第 1 号～第 3 号に該当} {増改築等の後の規模が第 4 号に該当}	○	○	
② 煙突・ 広告塔等	ア 単独の築造申請 * 一つの申請書による申請の中に 10m を超える煙突等がある場合 * 一つの申請書による申請が 10m 以下の煙突等のみの場合	○	○	
	イ 建築物との同時申請 * 第 1 号～第 3 号の建築物が含まれる場合 * 建築物が第 4 号のみの場合	○	○	
	③ 擁壁	ア 単独の築造申請 * 一つの申請書による申請の中に 3m を超える擁壁がある場合 * 一つの申請書による申請が 3m 以下の擁壁のみの場合	○	○
		イ 建築物との同時申請 * 第 1 号～第 3 号の建築物が含まれる場合 * 建築物が第 4 号のみの場合	○	○

※建築物に付属する門又は塀は法第 6 条第 1 項第 4 号建築物に該当する。

2 許可処分及び許可後の確認・検査処分

- (1) 施行令第 148 条で限特の事務として位置づけられている許可関係
許可処分及び許可後の確認・検査処分は、1(1)及び(2)の取扱い区分による。
- (2) 他の規定による許可関係
許可処分及び確認・検査処分は、県が行う。

3 認定処分及び認定後の確認・検査処分

- (1) 施行令第 148 条で限特の事務として位置づけられている認定関係
認定処分は、認定申請の計画建築物の中に県の区分の建築物がある場合は県、すべて限特の区分の建築物の場合は限特が認定し、認定後の確認・検査処分は、1(1)及び(2)の取扱い区分による。
- (2) 他の規定による認定事務関係
認定処分は県が行い、認定後の確認・検査処分は、1(1)及び(2)の取扱い区分による。

4 不適格建築物の登録処理及び登録後の確認処分

法第 48 条第 1 項から第 14 項及び法第 61 条第 1 項の規定に不適格な建築物の登録又は変更登録事務は、1(1)及び(2)の取扱い区分による。
県は処理後、その登録又は変更登録の写しを限特に、同じく限特は県に送付する。
確認処分は、1(1)及び(2)の取扱い区分による。

5 違反建築物の処理

違反発見時の建築物の状況により 1(1)及び(2)の取扱い区分により処理する。
12 条報告、現地調査等の結果、区分が異なることが判明した場合は、調査書を、県は限特に、限特は県に送付し、正しい区分で処理する。

6 区分を超えて確認等の処分を行った場合

- (1) 確認済証（建築物の工事完了前）
申請者からの申し出があれば、確認済証、申請書副本を預かり、正しい区分の主事に確認済証の発行を依頼し、確認済証を差し替える。
- (2) 確認済証（建築物の工事完了後）
完了検査申請書の有無に関係なく、建築確認の効力はなくなっており、何もしない。
- (3) 検査済証
申請者から申し出があれば、検査済証を預かり、正しい区分の主事に検査済証の発行を依頼し、正しい区分の主事が新しい検査済証を発行する。

7 建築工事届等の取扱い

建築工事届については、施行規則第 8 条により建築主事を経由して提出されるため、限特の建築主事は、これを毎月とりまとめ、翌月初めに県庁建築安全推進課に送付する。

8 経過措置

事務移行時期の経過措置については、別に定める。